

保育園・幼稚園フッ化物洗口の取組（案）

趣旨

京都市口腔保健推進行動指針「歯ッピー・スマイル京都」の基本目標の一つであるむし歯予防対策を推進するため、京都市保育園・幼稚園フッ化物洗口事業を実施し、小学校での「フッ化物洗口推進事業」との切れ目のない歯の健康づくりを図る。

1 対象者：市内の保育園及び幼稚園に在籍する保護者の承諾のある4歳児・5歳児

2 実施内容：

- ①京都市および口腔保健の推進にかかわる専門の関係機関・団体はフッ化物洗口を導入及び実施する施設と施設職員及び対象園児の保護者に対し、情報の提供及び研修・指導を行う。
- ②洗口用フッ化物（フッ化ナトリウム）製剤について、施設はフッ化物洗口支援歯科医師の指示書に基づき、指定の薬剤師から購入する。（1園児あたり経費 約350円／年）
- ③承諾のない園児については、水道水にて同様の洗口を行い、薬剤費の徴収は行わない。
- ④実施方法は週5回法とし、洗口後30分間飲食をしない時間帯に行う。

（例）・昼食後に歯みがきをした後

・朝、園児が全員そろった時 等

- ⑤保育園長及び幼稚園長は、本事業の実施にあたり、地域の医師・歯科医師及び薬剤師等と積極的に連携を図り、事業の円滑な実施に努める。

4 実施にあたっての環境（施設）

フッ化物洗口実施にあたっては、次の環境（施設）が必要となる。

- ・飲用水道水の確保
- ・吐き出し場所の確保
- ・鍵付き戸棚（洗口製剤の保管：鍵の掛かる引き出しでよい）
- ・1週間分の洗口液を作製したポリタンク（2ℓ又は5ℓ）の収納場所（冷暗所）

<初期必要物品>

- ・蛇口付ポリタンク（2ℓ又は5ℓ）：洗口液作成および洗口液貯蔵
- ・分注ポンプ（500ml）：洗口液及びうがい水クラス配分用
- ・ポリコップ：1園児用洗口液及びうがい水（水道水）入れ、ポリバケツ：洗口液廃棄用、
- ・洗口誘導CD「ブクブクキラー」等

<参考>

参考2：フッ化物洗口ガイドライン（各都道府県知事宛厚生労働省通知）

参考3：オラブリス®説明書及びミラノール®顆粒11%